日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

68,137トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	7,431
（略）	（略）
富山県	4,278
（略）	（略）
長崎県	3,490
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）

日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

68,400トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,600
（略）	（略）
富山県	3,800
（略）	（略）
長崎県	3,100
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）

するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）	11,424
するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）	1,185
（略）	（略）

第六～第八　（略）

するめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）	13,600
するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）	1,400
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第八百十五号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第十八条第二項の規定により、次に掲げる者が行う事業を登録証明事業として登録を更新したので、同規則第二十九条第二号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年六月十五日

二　登録番号　（二）第〇〇一号

三　氏名又は名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会

四　住所　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

五　法人である場合の代表者の氏名　中村　裕昌

六　登録証明事業を行う事務所の名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会事務局

七　登録証明事業を行う事務所の所在地　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

八　登録証明事業の名称　賃貸不動産経営管理士試験・登録事業

九　登録証明事業を開始する年月日　令和八年六月十五日

○国土交通省告示第八百十六号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）第十四条第二号の規定及び管理業務に関する実務についての講習を指定するための基準等（令和三年国土交通省告示第四百八十六号）第五条第二項の規定により、次に掲げる者が行う講習を指定講習として指定を更新したので、同告示第十四条第二号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　指定年月日　令和八年六月十五日

二　指定番号　（二）第〇〇一号

三　氏名又は名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会

四　住所　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

五　法人である場合の代表者の氏名　中村　裕昌

六　指定講習事務を行う事務所の名称　一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会事務局

七　指定講習事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

八　指定講習の名称　指定講習

九　指定講習事務を開始する年月日　令和八年六月十五日